

令和3年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

令和3年9月7日
午前9時15分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（13名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	横田敏文	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面卷昭男
総務課長	仲村佳真	安全安心課長	真弓啓
住民生活部長	加藤惠三	住民生活部次長	北典子
子育て支援課長	中尾歩美	都市建設部長	上田俊雄
建設農林課長	手塚仁	会計管理者	黒崎益範
教育次長	栗本公生	教委総務課長	松岡洋右

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

追加日程 1. 議案第33号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時15分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして、一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

はじめに、8番、井上議員の一般質問をお受けします。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） 改めまして、おはようございます。議長にお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

本町におきます新型コロナウイルス感染症に感染された人は、9月1日でございますと奈良県で222名の感染者、そのうち斑鳩町感染者は9名、斑鳩町の感染者累計282名と発表されており、同日の50歳未満の患者が9名となっている状況でありました。

やはり新型コロナウイルス感染症に対する感染予防にはワクチン接種が有効で効果があるものと私も認識しているところではありますが、しかしながらワクチン接種については、現在のところ12歳未満の人には接種することができず保護者の方からも非常に不安視が懸念されているところであります。12歳以上の人に対するワクチン接種につきましては、町職員の皆様方の献身的なご努力により着実に接種率が高まっている状況であり、数か月後においては本町においても感染予防効果が発揮され、現在、増加傾向である感染者も減少してくるものと認識しているところであります。

そこで本日は、新型コロナウイルス感染症に伴う12歳未満の人に対する町の考え方についてをお聞きしたいと考えております。

ひとつ目といたしまして、今日までの幼稚園・保育園・小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対して、についてをお尋ねいたします。

日々、学校等における感染症対策について、どのような取り組みを行われ、児童生徒に対して指導、学校運営を取り組まれてきたのかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） おはようございます。幼稚園、保育園、小学校、学童保育室における新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問でございます。まず、教育委員会に関係いたします部分につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

学校等におけます新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年7月16

日に町立小・中学校及び幼稚園新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動ガイドラインを策定し、学校・幼稚園の教育活動におきまして、また、学童保育におきましても学校等に準じた内容で、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身につけるとともに、幼児・児童・生徒自らが感染リスクを理解し、感染リスクを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行っているところでございます。

昨年度からの新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、マスクの適切な着用、手洗いや手指消毒及び換気の徹底、密集、密接、密閉の回避などの基本的な対策のほか、食品殺菌から調理器具の洗浄、除菌に利用することができる電解水生成装置、本についてウイルスや菌を紫外線で素早く除菌し、利用者に安心して使用していただける図書除菌ボックス、非接触型体温計、音楽の授業やグループ学習、給食時における飛沫防止ガードの設置、教職員のフェイスシールドの着用、給食で提供する牛乳容器であるビンから紙パックへの移行、体調が優れない児童生徒を一時的に待機させるスペースの確保など、さまざまな活動の場面を想定し、そのリスクの低減の方法を模索しながら取り組んできたところでございます。

また、幼稚園、小・中学校、学童保育の教職員等のワクチン接種につきましても、町の新型コロナウイルスワクチン集団接種における当日キャンセル枠の活用や奈良県の広域ワクチン接種における優先予約枠の活用により順次接種が進んでおり、接種を希望する者についてはおおむね目途がついている状況でございます。

また、例年、実施をしております学校行事の規模縮小等の見直しを行うなど、児童生徒の健康面、安全面を第一に考慮し、学校運営に取り組んでいるところでございます。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） それでは、私のほうは町立保育所におきます日々の感染対策について、答弁させていただきます。

日々の感染症対策といたしまして、職員の健康管理として毎日の体温測定を徹底するとともに、子どもたちにも小まめな手洗いや手指消毒について指導を行っております。

また、園内に足跡表示を行い、子どもたち自身がソーシャルディスタンスを確保できるよう工夫するとともに、園児数の多いあわ保育園の延長保育の合同保育については、時間帯や園児数に応じて部屋数を調整し、空間の確保に努めております。

給食時には、アクリル板の設置や食事の介助を、正面ではなく横から行うなどの飛沫防止対策を行うとともに、園児が触れるおもちゃや柵、いす、机、ドアノブやスイッチなどについては、毎日のアルコール消毒等を徹底しております。さらに、感染拡大防止

への対応としまして、新型コロナウイルスワクチン集団接種における当日キャンセル枠を活用し、8月末までに希望するほぼ全ての保育士について2回のワクチン接種を終えており、安心して保育を提供できる体制整備に努めているところであります。

保護者に対しましては、登園前のお子さんの体温測定と記録をお願いしています。また、せきなどの呼吸器症状がある場合は登園せず、ご家庭で様子を見ていただくようお願いしており、発熱した場合は熱が下がってから24時間以上経過し、せきなどの症状が改善するまで登園を控えていただいております。

また、小・中学校の新学期開始に併せて、感染拡大防止に関する協力事項について、再度、保護者の皆様に周知を行い、保護者の皆様の協力も得ながら、保育所内における感染拡大防止に努めているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。児童生徒にもさまざまな新型コロナウイルス感染防止対策をしていただいていることが分かりました。この質問に対しましては状況に応じて対応していただいていると思いますので、次の質問に移らせていただきます。

続きまして二つ目、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症クラスター対策についてということで、万が一、接種されていない教諭等やワクチン接種ができない児童生徒からクラスターが発生した場合の対策、対応についてお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 教育施設、保育施設併せて、私のほうからご答弁をさせていただきます。現在のところ、町立の施設からクラスターが発生した事案はございませんが、万一、子どもたちの間で感染が広がるような事案が確認された場合は、まずは子どもたちの安全確保を最優先としながら、学校教育活動あるいは保育活動への影響を最小限に抑えるため、保健所との連携により迅速に対応をしてまいりたいと考えております。

また、これに併せまして、発生原因の絞り込み、必要に応じ衛生管理の方法の見直しなどを行いながら再発防止にも取り組んでいく必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。現在のところ、園児、児童からのクラスターは発生していないという状況ではありますが、残念ながら町内保育園でも休園措置が出された事態となっており、関係者の皆様には大変、ご苦勞をおかけしておりますが、

幼稚園、保育園、小学校における対策には細心の注意を払っていただきたいと思います。
今日までの状況を踏まえまして、次の質問に移らせていただきます。

続きまして三つ目、幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対する追加事業への町の考え方についてということで、私、冒頭にも申しあげましたとおり12歳以上の生徒にはワクチン接種が可能であり、感染予防には非常に効果があるということで、保護者の方々は安心感と不安感を抱いている方が多数おられ、特に12歳未満の子どもをお持ちのご家庭、私もそうですが、万が一、感染してしまったらという不安感を持って生活されていること。一方、どうしてもワクチン接種を打つことができない方も一定数おられることは私も十分認識しており、あくまでも任意接種の中で新型コロナウイルス感染症と対峙していくことが大切であると認識しているところでありますが、ひとつ目に答弁いただいている対策のほか、町が当該施設に対しまして追加事業を検討されているものかをお尋ねしたいと思っております。

具体的に申しあげますと、奈良県内の市町の教育施設でも施されたような抗菌、抗ウイルス加工等を用いて保護者の不安感を払しょくするような対策事業やクラスター対策を検討されているのかをお尋ねいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） これまで新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、マスクの適切な着用、手洗いや手指消毒、密集、密接、密閉の回避、校舎等の消毒作業や清掃、飛沫防止等、すでに感染症対策を講じてきたところでございますが、今後におきましても引き続き、基本的対策を徹底してまいりたいと考えているところでございます。

また、施設面での新たな対策といたしましては各学校、幼稚園及び学童保育室におきまして接触の機会を減らすことにより、感染症対策の強化を図ることとしておりまして、トイレの自動照明、自動水栓等の改修を実施してまいりたいと考えており、現在、手続きを進めているところでございます。今回、議員からも他の自治体の事例もご紹介をいただきましたが、施設面につきましては、昨年から他の自治体に先んじた整備を進めてきたものとそのように考えております。そういった中で現在のところ、やはり密集、密接、密閉の回避等の基本的対策の徹底が最も効果があるとそのように考えてはおりますが、併せて、より安全で効果的な手法はないか、引き続き先進地事例の情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 町立保育所におきましては、今年度、新型コロナウイルス

ス感染症対策といたしまして、園内全てのトイレにつきまして自動照明に変更するとともに、手洗い場についても自動洗浄への変更を計画しており、接触の機会を減らすことにより感染症対策の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。全国的に見ましても、感染力が今までの新型コロナウイルスの従来株から何倍とも言われている変異株、デルタ株に置き換わり感染が拡大している中、8月の奈良県での感染者も200人を超える日が数日続き、斑鳩町でもワクチン接種の接種率が高まっているにもかかわらず、感染者の人数が増加し、冒頭でも言わせていただいたとおり斑鳩町でも現在50歳以下の感染率が非常に増えております。50歳未満と言いますと同世代であり、12歳以下の子どもたちを支える世代であります。できるだけ早い段階で斑鳩町でのワクチン接種が12歳以上の方まで接種完了し、感染者の数が減少すればよいのですが、感染がどんどんと若い子どもたちの中で感染が広がる可能性もあるのではと、私は心配しております。

全国的に子どもの感染が急拡大を見せている状況でもあり、子どもから重症化しやすい親世代に拡大しつつあり、また、子どもたちから子どもたちへと拡大、それが親にと家庭内感染するということを懸念しております。子どもたちは重症化しにくいというものの、新型コロナウイルスに感染しますと、子どもたちでも高熱を伴い家庭でつらく不安な日々を過ごします。子どもたちの親御さんが少しでも安心して登校登園できますよう、引き続き、感染予防の基本的対策の徹底と安全で効果的な手法がないのか、先進地事例の情報収集に努め検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、四つ目の質問であります。幼稚園、保育園、小学校及び学童保育室における新型コロナウイルス感染症に対する町、町教育委員会からの強いメッセージについてということで、先ほどからいろいろご答弁をいただいておりますが、とりわけ今回は新型コロナウイルス感染症に伴う12歳未満の人に対する町の考え方について、折々において町長メッセージを発信していただいておりますが、町教育長よりさらなる強いメッセージのご答弁をお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 教育委員会からの強いメッセージということでございますが、子どもたちの命と健康を守る安全、子どもたちの学びを止めない子どもたちの学習を保障する、また、心身の健全育成を図る教育、そして安心して子どもを預け子どもが安心して過ごせる場所を提供し、栄養ある食事ができる福祉の三つの観点に留意しながら、

学校教育の活動を進めてまいりたい、そのように思っております。

しかしながら、この三つの観点のうち福祉の観点につきましては、オンラインやリモートでは決して提供できるものではないと考えております。学校に安心して通うことができる環境を守り、安全、教育、福祉の三つの観点の機能をバランスよく提供できるように努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。斑鳩町の若い世代の子どもたちを持つご家庭の方々の不安を少しでも軽減できますように、幼稚園、保育園、小学校の教員、保育所をはじめ関係者の皆様には本当にご苦勞をおかけしますが、何とぞよろしくお願いを申しあげ、最後の質問に移らせていただきます。

それでは最後の質問ですけれども、ダイヤルインの導入についてであります。

現在、本庁から外線電話をかけた場合、着信履歴に残る番号は全て同じ番号になっており、そのため着信履歴からかけ直した場合、どの担当課からの電話かわからない状況であり、住民の方々から、役場にかけて直した際に困ったという声を聞くが、本庁の各課にダイヤルイン番号を付番し電話をかけた課を特定できるように通知し、ダイヤルイン番号を付番することにより本庁に電話する際も、直接担当課に電話をかけることが可能になり利便性が高まると考えますが、本町の考えをお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 役場庁舎におけるダイヤルインサービスの導入についてのご質問でございます。NTT西日本が提供しているダイヤルインサービスは、NTT西日本の交換機から役場庁舎内に設置された構内交換機に着信先の電話番号を通知することによって、構内交換機等の内線で、直接電話を受けることができるサービスとなっています。現在、役場庁舎からの発信は9回線を利用して発信しており、相手方には、0745-74-1002の電話番号が表示される仕組みとなっております。このことから、着信履歴からはどの部署から電話があったのか特定できないところでございます。ダイヤルインサービスを導入すると、各部署にダイヤルイン番号が割り振られ、役場庁舎からの着信履歴は各部署のダイヤルイン番号で通知されますので、どの部署からの電話であったのかを特定することは可能になります。現在、使用している構内交換機のリース期間が令和5年11月までとなっておりますことから、基本的には次回更新時にダイヤルインサービスも含め、いろいろな角度から費用対効果なども含めまして、総合的に機種を選定を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） ありがとうございます。固定電話の加入率もですね、年々減少傾向となる一方、IP電話の利用数が移動系超高速ブロードバンド契約数、いわゆるスマートフォン等の加入率は年々増加傾向となっており、我々も含めまして着信履歴を確認してから電話に出るという習慣となっている状況を町としても十分に認識していただき、いろいろな角度から費用対効果も含め総合的に機種を選定をと、先ほどご答弁をいただきましたが、既に他の町施設においても電話番号発信機能を用いた仕組みができあがっておりますので、本庁舎、住民の皆様の利便性を図ることを目的として、今回の更新時には同様の機能を追加していただき更新していただくよう強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、8番、井上議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、溝部議員の一般質問をお受けいたします。

1番、溝部議員。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、ひとつ目として学校環境の向上として、トイレ空間の改善についてでございます。町内学校施設のトイレ空間の老朽化については、保護者や子どもたちから、もっときれいにしてほしいという声をお伺い続けております。また、前回の6月議会におきましても、同僚議員からの要望があったと思います。トイレ空間の改善につきましては、私も1年前に質問させていただきましたが、学校施設においてはトイレだけの問題でなく施設全体が老朽化しており、長寿命化計画の策定に向けた業務を実施し、学校計画全体の中でトイレ整備も検討していく必要があるということをご回答いただきました。

その方向性が決まる間は、トイレにおいても少しずつ改修していくという理解でしたが、前回から1年経ちまして、まずひとつ目として各学校の長寿命化計画の進捗状況、また統廃合も含めた今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 令和3年3月に策定をいたしました斑鳩町公共施設等総合管理計画の中で、町立学校におきましては長寿命化指針の対象施設として挙げられており、大規模改修と長寿命化改修による機能向上を図ることとしております。

小・中学校ともに施設の老朽化が進んでいる状況にあり、メンテナンスコストを検証しながら長寿命化のための大規模改修または施設の規模、配置の適正化を含めた施設の更新の決断をしていく必要があると考えているところでございます。

一方では、学齢児童生徒数の推計を見ますと、緩やかな減少傾向は見られますものの極端な小規模校が生じることは見込まれず、学校施設の統廃合の検証にはいましばらく時間を要するものと考えておりまして、直ちに結論づけることが難しい状況でございます。このため、現在のところは学校教育施設の整備につきまして、部分的、限定的な規模において実施することとしているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 町立学校は長寿命化指針の対象施設になっていることにより、今後、長寿命化のための更新の決断をしないといけないこと。また、統廃合の検証には時間がかかるということを理解いたしました。

では二つ目として、そういった中で部分的、限定的に整備していただいているトイレですが、今後、新しい生活様式を踏まえてどのようなトイレの改修についての計画をお考えかお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） トイレの改修は学校施設全般の環境向上や機能改善にもつながるものであり、さらに、コロナ禍におきましてはその改修計画につきましても感染症対策への配慮が求められているところでございます。

こうしたことから各学校、幼稚園におきまして、トイレの洋式化並びに自動照明、洗面器自動水栓の改修を行うこととしており、接触の機会を減らすことにより新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、さらなる感染予防対策に努めてまいります。

また、小学校は平成28年度から平成30年度の間で、中学校におきましては令和元年度から令和2年度の間で和式便器の洋式化、壁面へのパネル設置、床面に木目調シートを設置をいたしまして、明るい衛生的な空間となるよう部分的な改修を進め、使用しにくいといったイメージを払拭できるような整備を行ってきたところでございます。

各学校トイレ洋式化改修につきましては、平成28年度から令和元年度にかけて整備し、約50%の洋式化を行ったところでございます。また、今後におきましても、引き続き、令和3年度から令和6年度にかけて整備し、約80%の洋式化に向けて、現在、計画をしているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。以前にも和式から洋式化にされる際に個室に壁面へのパネル設置、床面へ木目シートの設置をいただいていることをお伺いしておりますし、コロナウイルス感染症対策としても自動水栓等、いろいろと工夫をしていただいているとは思いますが、全体的なトイレ空間のイメージを変えるということをお願いしたいと思います。具体的には、今、学校施設内のトイレの床面に採用されている水を流して清掃する湿式清掃タイプのタイルの床面、それを廃止し、この庁舎のトイレにも、また一般的にもよく使われている拭き掃除ができ乾式清掃ができるドライ床面を採用すること、そして、壁面全体にクロスを貼っていくということです。

壁面もそうですが、このタイル床面が変わると、トイレ空間の全体的なイメージが大きく変わると思いますし、水でぬらす湿式清掃法で床面のタイルを掃除する方法はぬれたままの床面のタイル目地の間が菌やにおいの温床になりやすいという研究結果もありますことから、衛生面でもドライ床面のほうがよいのではないかと思います。

また、コロナウイルス感染症対策としてもこの乾式清掃化についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 先ほど、ご答弁をさせていただきましたように施設面での新たな対策といたしまして、各学校、幼稚園におきましてトイレの洋式化並びに自動照明、洗面器自動水栓の改修を行うこととしておりまして、接触の機会を減らすことにより新型コロナウイルス感染症対策の強化を図ることとしております。

さらなる感染予防対策に努めてまいります。

トイレ空間のイメージアップといたしましては、まず、壁面の改善につきまして例年、実施しております学校トイレ洋式化改修工事の際に、壁面を既設タイル張りからパネルへの変更、床面に木目調シートを設置し、明るい衛生的な空間となるよう整備を行ってきたところでございます。また、床面の乾式化につきましては、学校では日々の清掃回数が限られていること、あるいは便器外排泄や嘔吐の際に水で流せる利点があることなどから、湿式での運用が適当であるとされてまいりました。しかし、近年、学校トイレにおきましても乾式化する事例も見られるところでありますが、湿式の利点すなわち乾式の課題に対してどのように対応しているのか、また、施行にかかる整備コスト面につきましても検証する必要がある、今後におきまして先進事例の情報収集に努め、子どもたちがより利用しやすいトイレの整備について検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。トイレ空間をきれいにしてほしいというお声が依然として今現在たくさんあるということは、やはりトイレの空間全体的なイメージを変える必要があるのではないかと考えております。トイレの大規模な改修が済んでいる学校施設では、乾式清掃ができるドライ床面を採用していることと思いますし、清掃回数等の問題もぜひ、情報を収集していただき前向きに検討をお願いしたいと思っております。

また、先ほど、洋式化については令和6年度にかけて80%の計画ということでしたが、和式便器を残すことで和式便器周りの尿便の飛散や臭気の拡散を防ぐことが困難であり、和式便器を残すことでトイレ全体の臭くて汚いイメージを残すことにつながるということが言われているようです。こちらについても最終的には100%にしていくほうがよいのではないかと考えておりますので、ぜひ検討いただけたらと思います。

そして、四つ目の質問に移りますが、避難所となった学校のトイレ使用場所についてですが、車いすなどでスムーズに移動できる動線の確保について、お伺いいたします。

これは斑鳩中学校の視察に行かせていただいたときに、体育館から車いす用トイレが遠いのではないかと感じたことからこの質問をさせていただきました。こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 災害等によりまして各学校、幼稚園が避難所となった場合、避難された住民には体育館及び近接校舎1階のトイレを使用させていただくことを想定しております。また、避難所として使用する場合には、トイレまでの経路でバリアフリー化されていない箇所における車椅子での移動におきましては、スムーズに移動できるよう、仮設スロープの使用や避難所運営担当職員が介助を行うことなどにより対応することとしておりまして、ご不便をおかけする避難生活が少しでも快適に過ごすことができるよう、避難所運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ありがとうございます。避難の日数の長さにもよるとは思いますが、仮設トイレもあると伺っておりますので、状況に合わせてどうぞよろしくお願いいたします。

この学校のトイレ問題ですが、全体の空間のイメージアップとともに子どもたちのトイレを我慢しないなど健康面、また、災害時には被災者にも使いやすい、そしてコロナ

ウイルス感染症はじめ、菌やにおいの発生しにくいトイレに整備してほしいと思っております。決算審査意見書を拝見しましたが、学校施設の今後の大きな更新の方向性は来たるべきタイミングには大切な決断をしていただくことになろうかとは思いますが、それまでの間どれくらいの期間があるかわかりませんが、この部分的な改修と今後のコスト面も考慮されてのお考えがあらうかと思いますが、子どもたちは一日でも早くトイレ空間がきれいになるのを待っております。少しでも今よりさらにイメージが変わるようなトイレの改修をよろしく願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

続きましては、スクールセクシュアルハラスメントについてお伺いいたします。近年、セクシュアルハラスメントについては社会に浸透し出したかもしれませんが、教職員と児童生徒の間におけるスクールセクシュアルハラスメントについては、まだまだ対策が講じられていないのではないかと思います。教職員である大人と子ども、指導する側とされる側という関係の下、児童生徒は拒否しがたく逃れられない状況下で発生することが多く、児童生徒の心に深い傷を与え、その後の成長に大きな影響を与えることになり、個人の尊厳や人権を侵害するものであると考えます。

また、スクールセクハラ等の行為は日々、高い使命感を持ちながら児童生徒の指導に取り組んでいる多くの教職員の誇りを傷つけることだと思えます。しかし、残念なことに、奈良県でもおいせつ事案で教諭が逮捕されるという事案が発生しております。

そこで、斑鳩町でもスクールセクハラの防止に、より一層取り組む必要があると考えますことから、まずひとつ目といたしまして、斑鳩町でのこれまでの取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 質問者もおっしゃいましたようにスクールセクシュアルハラスメントとは、学校教育活動におけるセクシュアルハラスメントのことでありまして、児童生徒の心を傷つけ、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、個人の尊厳や人権に対する侵害行為でございます。また、スクールセクシュアルハラスメントは教職員と児童生徒との間、児童生徒同士、教職員と保護者との間のものなどがあり、必ずしも教職員等が主体になるとは限らず広範囲にわたるものでございます。

小中学校におけるハラスメントの防止に関する取り組みにつきましては、奈良県教育委員会からのパワーハラスメントをはじめとする、各種ハラスメント防止に向けた対応についてに関する通知及び斑鳩町ハラスメント防止に関する指針に基づきまして、令和3年度には計2回、校園長会において、職場内外におけるセクシュアルハラスメント及

びパワーハラスメントについて、教職員に対する日常的な啓発や相談体制の確立等に努めるよう指導を行っているほか、これまで町立学校におきまして教職員等に対してさまざまなテーマに基づいて研修を行っているところではございますが、ハラスメント防止に関する研修においても実施をしているところであり、スクールセクシュアルハラスメント発生を未然に防止する取り組みを行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） 斑鳩町でもいろいろと取り組みをいただいているということですが、先日、奈良県教育委員会の報道資料を確認いたしますと、児童生徒には12月11日の人権を確かめ合う日を基本にアンケート調査を行う予定であるということなどを拝見いたしました。二つ目といたしまして、斑鳩町としては今後、これらを踏まえてどのようにどのような取り組みを行われるのか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 令和3年6月4日に公布されました教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第17条第1項に、学校の設置者及び学校による定期的な調査等の実施について規定されており、教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のため必要な調査等を行うことを目的に、議員も申されたように12月の人権を確かめ合う日を基本とし、児童生徒にアンケートを行い、教育職員等には校長が直接、聞き取り調査を行うこととなっております。

また、同法第17条第2項に、教育職員等による児童生徒性暴力等相談通報窓口の設置について規定されておきまして、奈良県におきましても相談通報窓口を設置することにより、教育職員等による児童生徒性暴力等について、奈良県教育委員会、市町村教育委員会、学校が連携して早期対応、解決を図ることとされております。

奈良県教育委員会による当該制度の運用開始が令和3年9月1日であり開始から日が浅いことから、今後、制度の運用を実施する中で奈良県教育委員会と協議を重ねながら、小中学校と連携し教育職員等による児童生徒への性暴力の事前防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1 番、溝部議員。

○1 番（溝部真紀子君） アンケートや相談通報窓口の運用が抑止力を持つものと考えますことから、できれば早めに実施していただき、子どもたちの声をあげられる機会となるようお願いしたいと思っております。さらに、教職員についても自分の言動、行動を振り返るセルフチェックシートを導入されてはいかがでしょうか。既に取り組みされ

ている教育委員会もあるとお伺いいたします。三つ目といたしまして、このセルフチェックシートの導入についてはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） これまでさまざまな機会を捉え、教職員へのハラスメント防止の取り組みの実施をしてきたところでございますが、先の答弁にもございましたように本年9月1日から教育職員等による児童生徒性暴力等相談通報窓口が設置され運用が始まったところであり、このこともまたひとつの契機として、教職員への再認識を促していくことが必要であると考えております。ご提案をいただいておりますセルフチェックシートにつきましては、自分自身の行動を振り返ることで自分では気がつかないハラスメントへの気づきを得るツールとして、教育現場に限らずさまざまな職場でも取り入れられており、本町といたしましても先進事例の情報収集、調査研究をさせていただきまして、本町の状況に照らし検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） ご検討のほど、よろしくお伺いいたします。このスクールセクハラについては、ないということが大前提でなければいけませんけれども、子どもが違和感を抱いているけれども、それがスクールセクハラとわかってないケースがあるかもしれない。前回の一般質問でもお伺いいたしました性教育とも併せまして、すべての人権が尊重される教育環境づくりを引き続きお伺いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、続きまして、三つ目の質問としてカーブミラーについて、お伺いをいたします。カーブミラーは交差点や道路の曲がり角、急カーブなどの見通しの悪い場所で車のドライバーから見えないところにいるほかの車など確認する目的で設置された交通安全のための補助施設ということですが、カーブミラーを巻き込むような事故等が起こればカーブミラーが破損した場合、その場所に再びカーブミラーが設置されるまで少し時間がかかると思います。カーブミラーがあった場所にいつごろ再度設置されるのかという住民さんのご不安の声を伺いすることがございます。

そこで、ひとつ目として、事故などでカーブミラーが破損した場合、その場所に再度、設置されるまでの期間はどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 交通事故によりカーブミラーが破損した場合の再設置までの期間についてのご質問でございます。

まず、交通事故等により交通安全施設を破損させた場合の復旧についての手順でございます。加害者から交通事故の届出が警察にされ、警察の取調べ後に警察から町へ事故の報告がありまして、その後、加害者または加害者が加入する保険会社等から町へ交通安全施設の復旧について協議を行う手順となっております。当然、復旧の費用等につきましては、原因者つまり交通事故を起こし破損させた加害者が負担することになり、そのほとんどが加入されている自動車保険を使って修理されております。

町では、交通安全施設の新設、改築、補修など年間を通して発注する施工業者を決めておりますので、相談があれば町の業者を紹介し、早急に復旧いただくようお願いしております。しかしながら、交通事故に関する対応は自動車保険会社が行い保険会社が取引されている業者で復旧されております。復旧期間はほとんどが2週間程度で復旧されておりますが、取引業者に在庫がない場合や事故の過失割合の協議などによりまして、遅い場合は1か月程度の時間を要する場合もございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） カーブミラーが設置されているという場所は、その場所が危険箇所であるということですから、再設置まで早くて2週間、遅い場合は1か月程度かかるということですので、やはりその危険箇所に1か月カーブミラーがないと想像いたしますと、危険度が増すのではないかと感じますが、二つ目といたしまして、その間の安全についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） カーブミラーが事故で破損した場合の安全対策についてでございますが、ミラーのみが破損し支柱に損傷がない場合などにつきましては、町にミラーの在庫があれば復旧までの間、仮にミラーを設置する場合もございます。

支柱から破損している場合は、新しく設置するまでは目視や徐行による安全確認を行い通行していただくことになります。

基本的には、カーブミラーはあくまでも安全確認を補助する施設でありますので、復旧までの間は目視や徐行、一時停止など基本を忠実に守った安全確認をしていただき、事故のないよう通行していただくことをお願いしたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） あくまでも補助的施設であり、やはりきちっと目視、徐行、一時停止などの意識を高めて運転するということが大切だとは思いますが、その近辺にお住まいの住民の方や、また通学路になっているケースなどでは心配のお声もお伺いし、

一刻も早く再設置してほしいなどのお声をお伺いいたします。

保険などの関係で時間がかかるということも理解はできますが、三つ目といたしまして、早い段階で町としてカーブミラーを先に設置するということはできないでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 事故における復旧を町で行うことについてのご質問でございます。交通事故により破損する交通安全施設はカーブミラーだけでなく、ガードレールやガードパイプなどもございます。昨今、高齢者の事故も多く、通学路や高齢者の施設が付近にある場合などは特に一般歩行者の安全を確保する必要があります。

そういった中、ガードレールなどの交通安全施設の復旧につきましては、事故のまま放置しておくことにより、大変危険な状態になる場合もございますし、カーブミラーにつきましてもカーブが連続し目視で確認がしがたい場合など、危険な状態で早急に対応が求められる箇所もございます。

今後は、必要に応じて保険会社と十分協議の上、町が緊急工事として復旧する手段も講じるよう検討してまいりたいと考えております。交通安全施設が破損した現場におきましては、その現場の状況によりそれぞれ復旧方法や時期を判断し、臨機な対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） 今後は、臨機に対応してくださることを検討してくださるということで、ありがとうございます。昨日も同僚議員からの交通安全についての質問などありましたように、子どもたちが巻き込まれるような事故が報道などで見受けられます。住民の皆様は事故が起こってからでは遅いと、危機感をいつも募らせていらっしゃいます。今後も斑鳩町の安全を引き続き、守っていただきますようにどうぞよろしく願いをいたします。

以上で、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1番、溝部議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩します。

（ 午前10時03分 休憩 ）

（ 午前10時20分 再開 ）

○議長（伴吉晴君） 再開します。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ICTを活用した子育て支援についてでございます。いろいろなツールがある中で、今回は母子手帳アプリに関してお伺いいたします。

令和元年10月15日に、内閣府が子育てノンストップ実現に向けてとして、デジタルになれ親しんだ子育て世代において、日々の子育てをICTを活用して効率化、負担軽減するさまざまな子育て支援サービスの利用が進展されました。特に、スマホアプリを活用しこれまで手書きで行っていた記入、記録等の作業効率を図ったり、子育てに必要な情報を簡単に入手できるサービスに注目され、事務的な作業にかかる手間や時間を削減し、子どもと向き合う時間や余裕を創出するといった形の提案が出されました。現在は約400自治体で導入されており、奈良県でも5市6町が導入されており、近隣では三郷町でも導入されています。

そこで、1点目の質問です。斑鳩町はこれまでに導入にあたりどのような検討をされてきたか、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 母子健康手帳は、母子保健法第16条により、母性並びに乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠届をした者に対して市町村が交付するもので、その様式については国により定められています。

母子健康手帳は、妊娠、出産時の経過記録や乳幼児健診の結果、予防接種の記録など妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報がすべて記録されるようになっており、保護者だけでなく保健医療従事者等がその情報を基に、親子に適切な支援を行うことができるようになっています。また、保護者自身が自由に子育ての記録や思いを記すことができるようになっています。現在は、インターネットやスマートフォンの普及により電子化が進み、自分でその都度、気になる情報を検索するだけでなく興味のある情報が効果的、定期的に配信されるアプリを利用する人は増えております。

その中で、妊娠、出産、健診等の記録などをデータ化でき、育児情報や子育て関連制度が配信される母子手帳アプリを導入している自治体があることや、災害などで母子健康手帳を紛失した際には、データ化された情報が残るというメリットがあることも認識しており、アプリの導入については周囲の状況等に注視しながら検討していたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。ご答弁いただきましたメリットの部分で、妊娠、出産、健診等の記録等をデータ化できる、また、災害など紛失した際にも効果があるということが理解できました。そういったメリットも部分も踏まえてですね、今後のアプリの導入の計画について、町の見解を伺いたします。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 母子手帳アプリは健診や予防接種の履歴や身長、体重の成長曲線をグラフで表示したり、妊娠週数や子どもの年齢に対応した育児の情報配信を受け取ることができるようになっていきます。また、登録した自治体のホームページにリンクされ、妊娠、出産、子育てに関する手続きや支援内容の情報を得ることもできるようになっております。このような機能を無料でダウンロードできるものもありますが、アプリを導入すると、町から登録者に子どもの生年月日などを指定して教室の案内などを随時配信することができるようになります。しかし、予防接種などの母子保健事業に関しては対象者が定められている事業が多く、対象者数も多くないため、周知啓発については個人通知等が最も効果的ではないかと考えております。また、現在、アプリを導入されている自治体からは、登録者数が年々増えない状況になってきているといった声も聞いております。国におきましても、令和4年度より母子健康手帳等の在り方について検討会を開催し、具体的に母子手帳や妊婦健診、乳幼児健診等の事業について見直しを検討されているため、町といたしましては、子育て支援の一環としてアプリの導入を行うことが妊娠期からの切れ目ない支援に効果的につなげることができるかを国の動向等に注意しながら、母子手帳アプリの必要性を考えてまいりたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今のご答弁を聞いて、登録者数が伸び悩んでいることやアプリの使用にあたって自治体を使いやすい形になっていないことも理解いたしました。しかし、これからの時代ですね、コロナということもあり必要になってくるものだと考えております。今後も調査研究を行っていただきですね、導入に向けて前向きに検討していただくことを要望し、ひとつ目の質問を終わりたいと思います。

次に、選挙についてでございます。令和元年の6月議会の一般質問でも質問させていただきました投票率についてです。その際、18歳、19歳の投票率を上げるための取り組みについて、お伺いいたしました。今年は選挙が多く、この斑鳩町でも町長選挙が10月に控えています。また近く衆議院議員の選挙も行われる予定です。近隣の選挙を見ておりますと、やはりコロナの影響からか投票率の低下は否めません。しかし、投票

は決して不要不急の外出ではありません。

そこで、コロナ禍で減少傾向にある投票率の向上に向けた取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 仲村選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（仲村佳真君） コロナ禍の中での投票率の向上に向けた町選挙管理委員会の取り組みについてのご質問でございます。

町選挙管理委員会におきましては、これまでから若年層を対象とした啓発活動として例年、成人式におきまして選挙制度を解説した啓発冊子を配布しておりますほか、町内の高等学校におきまして、奈良県選挙管理委員会が主催する選挙出前授業に町の選挙管理委員会書記も参加いたしまして、合同で選挙講座を行っているところでございます。

また、本年10月17日に執行が予定されております町長選挙に関しまして、今月の9月号広報に挟み込みを行うことによりまして、町内全世帯を対象に投票日や投票場所などの記事を掲載いたしました啓発チラシのほか、投票立会人、投票事務従事者の公募に関するチラシを配布したところでございます。さらに、今回の選挙において18歳になられて初めて有権者となる選挙人に対しましても、選挙制度を解説した啓発冊子を郵送することといたしております。こうした取り組みに加え、広報車による投票の呼びかけや法隆寺駅への選挙期日を表した広告幕の掲示などの取り組みを行っていくことといたしております。なお、これまで選挙の際に実施しております法隆寺駅前の広場等での選挙啓発物品の配布につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しない方針としておりますが、新たに町のホームページやフェイスブックを活用した選挙啓発を行っていくこととしております。

また、近い間に執行が予定されております衆議院議員総選挙におきましても、同様の選挙啓発の取り組みを行っていくことによりまして、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。ご答弁いただきましたですね、啓発活動、今、コロナ禍によってできること、できないこと、今までできていたことができないという状況でございます。ホームページやSNSを活用した周知方法、徹底をお願いいたします。また、町の発信の中でも不要不急の外出ではないということをしつかりと訴えていただき、1%でも投票率が上がる、さらなる取り組みをお願いいたします。

次に、投票所の感染症対策についての質問でございます。前回の町長選挙の際には、

衆議院議員と同日の開催ということと天候も悪かったことから、期日前投票は長蛇の列ができていたと記憶しております。そのイメージがある町民にとって、感染症対策がしっかりできているか不安に思う部分があると考えます。

そこで、投票所における感染症対策の計画について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 仲村選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（仲村佳真君） 投票所における新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問でございます。10月17日に執行予定の町長選挙は、本町におきましてコロナ禍の中での初めての選挙執行となりますが、これまでに選挙が執行されました他市町村の事例等を参考にしながら、感染症対策を行っていくこととしております。

具体の主な取り組みといたしましては、マスク等の着用や各投票所の入り口等に消毒液を設置いたしますほか、投票用紙への記載に際しましては共用の鉛筆は置かずに、ご自身が持参された鉛筆も使用できることを案内するとともに、使い捨てのクリップ鉛筆を備え付けることとしております。また、投票所内が密にならないよう入り口で投票所内の人数を調整するとともに、記載台の間隔を確保することとしております。さらに近年投票者数が増加傾向にあります期日前投票に対する対応といたしまして、その投票場所を役場1階第2会議室から地下大会議室へと変更することによりスペースを確保することとしております。また、投票日当日、期日前投票ともに新たに投票管理システムを導入することによりまして、投票所入場券をバーコードにより読み取り、システム管理することで受付事務にかかる時間の短縮を図ることとしております。

ただいま申しあげました新型コロナウイルス感染症対策につきましては、全世帯に配布いたしました啓発チラシにも、その主な内容を掲載しているところでございまして、これらの取り組みを徹底することによりまして、選挙人の方が安心して投票所にお越しいただけるよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） しっかりと計画されていることを伺え安心いたしました。全世帯にチラシも配布済みとのことのことですが、選挙までの期間ですね、町ホームページ掲載など改めて周知徹底をよろしく願いいたします。

次に、コロナにより自宅、宿泊療養されている方の投票方法についてお伺いいたします。自宅、宿泊療養者は投票の意思があっても外出することができません。こういった方に対して特例郵便投票等の投票方法があると思いますが、その内容と周知方法について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 仲村選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（仲村佳真君） 新型コロナウイルス感染症によりご自宅や宿泊施設で療養されている選挙人の方の投票方法に関するご質問でございます。これまでから病院で療養されている方につきましては、その療養されている病院が不在者投票施設の指定を受けている場合は、病院内での不在者投票が可能でありましたが、本年6月に特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律が成立し、本年6月23日以後にその期日を公示または告示される選挙から、新型コロナウイルス感染症に感染され、外出について自粛要請を受けられた方や、隔離、停留の措置により宿泊施設内で療養されている特定患者等、一定の要件に該当する方は、本法律による特例措置として郵便等を用いて投票ができるようになりました。この制度により、投票を希望される方は、まず、選挙期日の4日前までに選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に対し、郵送により投票用紙等の請求を行っていただくこととなります。なお、この請求書には原則、保健所等から交付される外出についての自粛要請等の書面の添付が必要となります。

次に、選挙管理委員会におきましては、この請求に基づき、投票用紙等を請求者である選挙人に郵送いたします。そして、選挙人の方はご自宅や宿泊施設におきまして、投票後、投票用紙を投票用の封筒に入れて、改めて郵送により選挙管理委員会に返送いただくという流れとなります。この特例郵便等投票制度につきましては、その関連記事を町内全戸配布いたしました啓発チラシに掲載しておりますほか、町のホームページにも内容の掲載を行うことによりまして周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。法律で定められていてどうしようもないですが、斑鳩町の町長選挙の場合は5日間ですのでかなり内容的には難しい制度なのかなということを感じました。その内容も含めてですね、しっかりと周知徹底を行っていただき、ひとりでも多くの方が投票できる体制づくりをしていただきますようよろしく願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

三つ目の質問でございます。感染症に対する町職員の危機管理体制についての質問でございます。いまやコロナは誰がなってもおかしくない状況です。斑鳩町でも感染者が増えている状況の中、万が一、部課長級の職員が感染した場合の対応方法、住民サービスが停止しない取り組みについてお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 新型コロナウイルス感染症に対する町職員の感染対策及び部

課長級の職員の感染が判明した場合における対応に関するご質問でございます。

初めに、町職員の感染防止対策といたしまして、町施設内各所への手指消毒液やアクリル製等の飛沫飛散防止パネルを設置するとともに、定期的な換気の実施のほか、多数の人が触れる物品、機器等の定期的な消毒、共有物品、機器等の使用前、使用後の手指消毒など、基本的な感染症対策の徹底を行うよう周知しております。また、10人以上が出席予定の町の会議におきましては、その内容に応じ出席による会議形態に代え、庁内メール等により資料を配布し、書面にて意見を求める形態への変更による代替方法の検討を求めていますほか、集まって行う会議を実施する場合は、出席者間の距離の確保や会議時間の短縮を求めているところであります。そして、職員各自に対し、出勤前の体温測定の実施により、日々健康管理を行うよう通知するとともに、発熱等の風邪症状が見られる場合等においては、特別休暇の取得を可能とし、休暇の取得を促すなどの対応を行っているところでございます。

次に、部課長級職員など事務事業に関し決裁権を有する者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合や、濃厚接触者に該当し経過観察が必要となった場合の対応につきましては、保健所からの指示に基づき必要な対応を行うとともに、役場業務を継続するため、本町の事務決裁規程に基づき、代わりの者が代決を行うことや、必要に応じ他の部署から応援職員を配置することなどにより、その状況に応じて行政運営が完全に止まってしまうことがないよう必要な措置を講じることとしております。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。手指消毒、一般的に言われている感染症対策を行いですね、また、勤務体系においても無理のない出勤がないような対策、会議においても必ず対面ではなく状況に応じた手法、業務が停止しない取り組みがなされていることが分かりました。引き続きですね、住民の皆様が不安にならないように徹底していただくことをお願いいたします。次に、今、町職員への対応、危機管理対応については理解いたしました。次に、町長、副町長の公務において質問させていただきます。町長、副町長が公務において同席されないような配慮等はされていますでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） これまでから、地震や火災など突発的な災害等に対する危機管理の観点から、町長及び副町長の県外出張や休暇取得については、原則的に同時期に重なることがないようにスケジュールの調整を行っているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応といたしましては、町内部の会議等の内容に応

じ、できる限り町長、副町長が同時に出席することがないように調整を行っているところでもございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 今のご答弁からは庁舎内、公務においては同時に出席することがないように調整されているということがわかりました。このことから、町長、副町長が同時に感染、濃厚接触者にならないよう危機管理されていることがわかります。

しかし今回ですね、衝撃的なニュースが飛び込んでまいりました。斑鳩町長及び同副町長が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当するとして、郡山保健所の行政検査指示に基づき、令和3年8月16日にPCR検査を受けたということです。

記事といたしましては、8月8日、斑鳩町長自宅での同町長後援会の打合せにて陽性者1名と接触者接触9名、8月16日に郡山保健所から行政検査指示を受けたということとでございます。この件に関しまして、2万8千人の住民の生命と生活、安心安全を守るお立場の町長の危機管理意識について、町長にお伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 今回の事件の発生を受けまして今後、公務外を含めまして、さらなる感染症対策の徹底に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 三つ目の質問の冒頭にも述べましたが、今は誰がなってもおかしくないということは誰もがわかっています。今回の件に関しては陰性だったからとかそういう問題ではなくて、2人同時になったということが大きな問題でございます。後援会の打合せはどうしても2人が出席する必要があるんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） この打合せの関係につきましては、以前からは副町長等の出席等もしていただいております。ただ、日にちが迫っている中でちょっと副町長とも打合せしたい事項がございました。そのよう中で、寄っていただいたということとでございますので、いつも同じような状態で会議を行っているというようなことではございません。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね。コロナ禍になって1年半が経とうとしていますが、少し考えれば、1人はリモートで参加するなど対処する方法はいくらでもあったはずで。これについては、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） 感染対策等ですね、いろいろ対策をさせていただいております、部屋のほうにおきましては二つの部屋をひとつの部屋にするとか、建具を外してひとつにする、また、隣の部屋を空ける、廊下等の扉も半分ずつ開けて換気扇を回しながら換気をするというような形で、感染対策としてはですね、私としては十分、対応ができていたというふうに考えているところでございます、あえてそのような中でリモートというようなことは考えていなかったという状況でございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね、やはり町では町長、副町長が同席しないようなスケジュール管理等されている中で、やはりここも少し考えれば分かったのかなと。どちらか1人でも出席していなければリモートで参加していれば、公務に支障を来すことはなかったのかなと思います。今ですね、濃厚接触者として行政検査の対象はかなり範囲が狭いです。学校のクラスでも陽性者の前後は濃厚接触者、それ以外はそうでないといった事例もあります。この報道の内容によりますと、報告がありましたマスク着用での打合せで濃厚接触者になったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 中西町長。

○町長（中西和夫君） この件につきまして、保健所のほうにも確認をさせていただいております。ただ、その会議の中でお茶を飲む機会がございます。そのときは発言等、それはございませんけども、マスクを外してお茶を飲んだと、その行為は濃厚接触者に該当するということによって保健所のほうから言われているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） そうですね。やはりこの時期にどうかというのはそれぞれ考え方はあると思います。責任ある立場ということを理解していただきですね、今後このようなことがないように自覚と責任を持って危機管理に徹底していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けします。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問でございます。通学路等の安全対策についてお伺いをいたします。各地の通学路で児童生徒が被害に遭う交通事故等が報じられています。町の現状と対

策について、まずお伺いをいたします。昨日また本日、同僚議員からの質問とご回答がございましたが、重なることもあると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

痛ましい事故が続く現状を見聞きするたびに胸が痛みますが、他人事ではなく身近でも起こり得る可能性は高く心配は尽きません。もとより、事故は加害者の責任でございます。運転者の飲酒や居眠り、アクセルとブレーキの踏み違いなど発生原因はいろいろとあります。直接の事故ではなく巻き込まれた車が子どもたちの列にぶつかることもございます。事故を未然に防ぐためには安全運転を徹底すべきことは当然でございますが、被害を最小限に防ぐ対策は特に急がれるものと思います。

まず、①の質問をさせていただきます。2012年に行われました全国調査の町の回答と、改善された実態についてお聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 平成24年4月に京都府亀岡市における事故をはじめ、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、関係機関の連携と保護者、地域住民等の協力による通学路の緊急合同点検を実施するよう通知があり、その対象箇所の抽出にあたっては、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、藪や路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通るなどといった観点で行うこととし、斑鳩町におきましても、平成24年8月2日に斑鳩町通学路等安全点検を実施をいたしました。

その中で、点検を実施いたしました箇所は34か所であり、そのうち対策必要箇所が17か所で、現在すべて対策を完了しているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。ご報告いただきましたこの調査では、全国で7万4千か所が危険箇所として報告をされておりました。そして、その98%が対策実施済みでございました。この対策で事故が軽減したという実績は不明でございますが、その後も実施済み、また未実施にかかわらず事故が起きているのが現状でございます。今年までの9年間には住宅開発や新しい道路の建設、また、車の通行量など大きな変化がございました。一方では、奈良県下で10年前よりも小学生の人数が増加した市町村は3市町でございまして、その中のひとつが斑鳩町でございます。小学生の登校時には保護者が同行し、登下校時にはボランティアの方が通学路の各所で見守りをしてくださっています。しかし、飛び込んでくる車は防ぐことはできません。

昨日の同僚議員のご回答の中に、町内の交通事故の報告がございました。出会い頭が

一番多く、発生時間は登下校時とのことでございました。登校時は出勤時間と重なり、運転者は急いでおられる状況ではないでしょうか。国道25号線と交差する道路では、合流できにくく信号が青でも本線が渋滞しているなどは日常的に見られます。

現在は、法隆寺への観光バスなどの車両は少ない状況ですが、観光業者の話では、修学旅行等で朝一番に法隆寺を訪れるコースが多いと聞いたことがございます。観光の方が事故を起こすのではないけれど、そのために裏道、抜け道を利用される車が増加する傾向にあるのではと思われまます。

②の質問をさせていただきます。交通事故ではありませんが、地震により崩れ落ちたブロック塀の下敷きになって死亡した事故の後に行われましたブロック塀の倒壊危険調査、改善について、お伺いいたします。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 平成30年6月18日、午前8時頃に大阪府北部を震源とする地震が発生し、マグニチュード6.1を観測をしております。この影響で斑鳩町におきましても震度4を観測したところでございます。この地震によりまして、大阪府内で小学校のブロック塀が倒壊し、下敷きになった小学生が亡くなるという痛ましい事故が発生をしております。これを受けまして、平成30年7月9日から12日までの間、3小学校の通学路沿いの個人の宅地等に設置をされておりますブロック塀、組積造りの塀等を外見上の目視による調査を行いました。その結果、ブロック塀等は約250か所あり、そのうち現在の建築基準に適合しないと思われる物件、また、高さが2.2メートルを超える物件などが約30か所ございました。町教育委員会といたしましては、非常に劣化が進んでいると思われる箇所につきましては、所有者にお声がけをさせていただき、また、通学路の変更の検討を行うなど取り組んでまいりました。

また、児童生徒には通学路の通行に対しての安全性の確保を目的としてブロック塀等から離れて歩くこと、また、ブロック塀等以外でも物が倒れてきたり上から物が落ちてきたりする可能性があるため、さまざまな学習活動において自分の安全は自分で守るという安全に対する意識を高める取り組みを行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。このブロック塀の事故に衝撃を受けた方は相当いらっしゃいます。それまで予想もしなかった危険が降りかかり、天災が突然死をもたらした事故であったからでございます。調査と改善が行われ、また、危険から身を守る術を学ぶ取り組みも実施されていることは評価できると思っております。

しかし今回、質問をさせていただいている通学路等での事故は、天災にも増して突然襲いかかるものでございます。防ぐための手だてを早急に行わなければなりません。

続いて、③の質問に移らせていただきます。本年9月までに実施し、10月末に報告予定の文部科学省全国調査について、お伺いいたします。千葉県での飲酒運転トラックが下校中の児童の列に突っ込み死亡事故となりました。しかし、同様の事故は繰り返し発生しています。これまでも安全対策が行われてきた箇所でも起こっているのが現状でございます。従来の対策では防ぎ切れない現状を打開するためには、今より踏み込んだ改善策を行う必要があるのは確かではないでしょうか。

⑤に挙げさせていただいております町としての取り組みについても、併せてお答えください。

○議長（伴吉晴君） 栗本教育次長。

○教育次長（栗本公生君） 今回、他の議員からも一般質問をいただきましたが、このような事故が起きたことを受け、通学路における交通安全を一層、確実に確保することが重要なことであることから、文部科学省及び国土交通省、警察庁の3省庁が連携して対応策を検討され、全国的に通学路等における安全点検を実施するよう緊急の要請がなされたものでございます。その対象箇所の抽出にあたりましては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道となっている道路など車の速度が上がりやすい箇所、大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、保護者見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要請があった箇所とされており、今回の文部科学省全国調査におきましても通学路等安全点検の実施及び対策必要箇所の抽出の状況や、通学路等安全点検を受けた対策必要箇所における対策状況に関する報告を行うこととされております。このことから、7月末までに各学校において通学路における危険箇所の情報を集約、整理を行い、各学校から改善要望があった箇所につきましては総数で109件でございました。このうち、今年度要請のあった点検の要件に合致する箇所は総数で26件あったところでございます。この26件につきましては、8月10日に交通安全対策担当部局であります安全安心課、道路管理担当部局であります建設農林課及び奈良県警との合同による通学路等の安全点検を実施し、現在、対策必要箇所の抽出作業を行っているところでございます。その結果、抜け道となっている道路において通行時間を規制するよう警察に要望を行ったほか、路面標示の設置やカーブミラーの設置等について、奈良県警からも助言をいただいているところであり、整備方法等、協議しながらすみやかに対応を検討してまいりたいと考えております。

また、今回の緊急点検箇所以外の場所につきましても、今後も引き続き、関係部署、関係機関とも連携し、改善の要望を行い、適宜点検等を行いながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。何より命、これは普遍的な人間の目指す希望であり、すべてではないでしょうか。道路は国道、県道と管轄が異なり、維持管理も個別でございます。改善策に伴う予算の措置も違っております。しかし、市町村の果たす役割は、常に住民主体で安全安心を守る立場にあることでございます。国、県を動かす取り組みもこの市町村の必要な役割ではないでしょうか。

今回、通学路での安全対策について質問をいたしました。同様の危険は通学路以外でも見受けられます。乳幼児がおられる方や高齢者、身障者など弱い立場の方は身を守るとっさの動きができてにくいこととございます。町では安全安心課として住民の総合的な安全安心を守る体制で臨まれていることを頼もしく感じております。

④に挙げさせていただきました通学路以外の危険場所についての対策をお聞きします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 通学路以外の一般的な交通安全対策に関するご質問でございます。昨日のご答弁で申しあげましたとおり、通常、自治会から交通安全対策に関する要望があった場合は、令和3年度からは、まず安全安心課のほうで基本的に受け付けし、状況等を聞き取りの上、どういった対応が必要かを検討させていただいております。

その後、整備実施を決め、整備内容が固まりましたら、交通安全施設の整備を担当する建設農林課のほうでカーブミラーの設置や白線引きなどの工事等を実施しているところでございます。信号機の設置などご要望の内容によっては、町だけでは対応できない場合や、予算上の事情等でお時間を頂く場合など、ケースによりさまざまでございますが、できる限り早期の対応ができるよう努めているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。今回の調査、検討、対策などは関係部署、機関との連携で進められており、従来の実施までに相当期間を要することにならないようにと、住民を代表いたしまして、できるだけ早い解決に向けてご尽力いただきますよう要望をさせていただいて、この質問については終わらせていただきます。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。

コロナ禍に対応する避難所の運営について、お聞きいたします。新型コロナウイルス

感染が広がる中、避難所での感染予防対策により、利用人数の縮小や体調不良者対応体制などについてお伺いいたします。町では、これまでも避難者に対する取り組みを充実させてきました。段ボール製のベッドや乳児の液体ミルク、また高齢者等対応のおかゆなどの食料品などに加えて、新型コロナウイルス感染予防対策としてのテントなども準備されています。これらは使うことのないのが理想でございますが、万が一に備える構えは常時必要でございます。災害時の避難についてもハザードマップを全戸配布し、また、住民への周知に力を入れる姿勢は評価しています。今日、新型コロナウイルス感染の下での避難所の在り方がこれまでと違う状況となりました。大きく変わったことは各避難所を利用できる人数が縮小されたことでございます。

まず、この利用人数についてお聞きいたします。利用者の単身であるとか家族構成などで増減もあるので、概算で構いません。コロナ禍以前の比較で減少についてお答えください。

○議長（伴吉晴君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） コロナ禍での避難所の収容人数に関するご質問でございます。

避難所における密をできるだけ回避する必要があることから、本町では、通常の収容人数より少ない人数で運用する予定をしております。奈良県の新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドラインを参考にした試算では、2分の1以下の収容人数になるものと見込んでおります。また、町広報紙において、避難所が過密状態になることを避けるための分散避難や、避難行動判定フローをご紹介した記事について定期的に掲載させていただき、住民周知にも努めているところでございます。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。以前の利用可能人数は住民人口からするとかなりの不足状況でございました。たまたま現在まで満員のことはなくまいりましたが、大きな災害時には瞬く間に利用できないことになる状況は周知の事実でございます。それにさらに加えて、新型コロナウイルス感染予防対策での人数制限は、住民の不安要素の上位にあります。約半数以下の利用しかできない現況を改善することは重い課題ではないでしょうか。

①の質問に移らせていただきます。高齢者等の早期避難の支援についてお伺いいたします。先のご回答にありましたように、避難所の利用者数が半数となれば、避難所に行ったけれど満員で他の避難所への移動をしなければなりません。また、高齢者等では避難所によっては段差やトイレが屋外など、支障があることも考慮が必要でございます。

高齢者等が避難所において、できるだけ支障のないように、早期避難のみならず、使いやすい避難所への優先的な利用も必要だと私は考えます。

町でのこの件についての取り組みをお聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） ①の高齢者等の早期避難の支援等に対するご質問だと思います。本年は、近畿地方について統計上、昭和26年からの観測史上、最も早い梅雨入りが気象庁より発表されました。幸いにも本町では、梅雨時期における大雨による被害を受けていませんが、残念ながら東海地方、九州、中国地方等において、線状降水帯に伴う河川の増水等で浸水被害や土石流による被害を受けられたところであり、今後は台風による風水害も懸念される時期を迎えております。

住民の皆様にはいつ起こるかわからない災害に備えて、平時から防災ハザードマップにより、自宅周辺の状況や避難所、防災情報の収集方法などをご確認いただくとともに、発災時には正確な情報の入手や、大切な命を守る迅速な避難行動をとっていただき、まずは自分自身と家族の身を守っていただかなければなりません。

しかしながら、ご質問の高齢者等の方は情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが難しいことから、災害の発生が予測される場合には高齢者等の早期避難が重要となってまいります。早期避難に関しましては、防災だけではなく、日頃の地域交流も必要と考えており、孤立しがちな高齢者の方をはじめ、人と人とのつながりを深め、地域の中に溶け込む環境づくりも必要と考えております。民生委員、児童委員の皆さん、地区自治会や地区防災組織などの皆さんと高齢者の方との平時からの声かけや交流を重ねることで、災害発生時における早期避難につながった事例もあり、お互いに日頃からの声かけを行い、存在を気にかけることや地域活動の参加を促すことなどの対応も大切です。

本町では、台風や風水害などあらかじめ町への接近が予測される場合など、早めの避難が必要となると考える場合におきましては、早めに自主避難していただけるように避難所の開設を行っているところでございます。さらに、自主防避難所等の開設に併せ、高齢者等のみの世帯や障害者など避難所までの移動が難しい方に対しましては、それらの方々の要請に基づき、町職員において対応できる範囲内で自宅から避難所まで送迎を実施しているところでございます。

また、本年5月20日に施行された災害対策基本法の一部改正に伴い、避難情報の変更等がありましたことから、町広報紙6月号及び9月号にその関連記事を掲載したほか、4月に配布した斑鳩町防災ハザードマップについて、この避難情報の変更が盛り込めな

かったことから、ハザードマップに挟んで利用いただくチラシを7月広報紙で全戸配布したところでもございます。このように避難支援の取り組みや周知啓発などを実施しているところですが、特に早期避難が必要な方には、普段からどう行動するのかを考え決めていただくことが重要であり、今後におきましても、出前講座などの機会も活用させていただきながら、さらなる周知啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。丁寧に対応してくださっていることがよくわかりました。引き続き、十分に避難が安全に行われるようにご尽力いただきたいと思います。避難時にご自分では避難することが支障があり、支援が必要な方が事前に申し出る取り組み、それに併せて、地域でのつながりは安全確保の重要な鍵でございます。気兼ねなく頼める、そういった地域づくり人づくりに期待しております。しかし、避難における自助、公助、これは大変大事なことでございますが、それが可能でないことは個々人の責任ではないことをお互いにわかり合っていきたいと、私は思っています。

②の質問をさせていただきます。新型コロナウイルスの陽性が確認された方で、入院また待機所入所待ち、自宅待機者、濃厚接触者の避難について、お伺いをいたします。

奈良県では、基本的に感染者の自宅待機は行わないと聞いておりますが、幼児や高齢者などでやむなく自宅待機されている例も聞いています。入院等の調整を担っている保健所では業務量の増加が著しく、陽性判明者の入院、入所が即刻ではないことが問題となっています。災害は待ったなしです。

国、県の指針とともに町での対策について、お聞きいたします。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 新型コロナウイルスの陽性が確認された方で入院、待機所入所待ち、自宅待機者や濃厚接触者の避難に関するご質問でございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、災害時における避難所運営につきましても、平時から事前の準備と避難所開設運営時の適切な対応が重要であると認識しているところでございます。奈良県の新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドラインでは、その対応として、市町村は避難に対応できる避難先をあらかじめ決めて、所管の保健所へその情報を提供すること。保健所は、行動確認、生活上の注意点に関する説明の機会の際に、避難先や市町村の連絡等についても併せて対象者へ周知するものとされているところでございます。本町では、避難先について一般の方と分離した施設で対応することを想定しており、当該避難所では職員において適切に対応するとともに、

関係機関とも連携を図りながら避難所運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。ご回答にもありましたように、各地で豪雨や地震など災害が続いております。加えて、コロナというまさに災害が全国を覆っております。早期終結を願ひまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定しておりました一般質問は全て終了しました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配布いたしております、追加日程1. 議案第33号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてを日程に追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 議案第33号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）についてを日程に追加し、上程いたします。

理事者の提案説明を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、本日、追加上程いたしました議案第33号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案説明させていただきます。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,139万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ103億4,714万5千円とするものでございます。

その内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響が全国的に生じている状況を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、事業者支援分等が新たに市町村に追加交付されますことから、この交付金を活用し、町内の売上額に影響のあった事業者を対象とした経済活動の継続に幅広く活用できる事業者支援金を支給するために、必要となる予算補正をお願いするものでございます。

以上をもちまして、提案説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第33号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

9日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前11時13分 散会)